

No.	該当箇所			質問	回答	回答 掲載日
	資料名	頁	項目			
1	指定管理者 募集要項	4	Ⅱ-5-(3)	管理業務の主たる部分を具体的にお示しください。また、配置する職員は委託不可（直接雇用が必要）でしょうか。	主たる部分とは、別添1 指定管理業務仕様書P.19 第4-8-(3)・(4)にお示ししている第三者に委託等できる「清掃、警備、施設等の修繕・保守・点検業務等」以外の管理運営業務の主たる部分となります。 別添1 指定管理業務仕様書P.2 第2-3-(1)エ・オに記載している管理従事者は、管理運営業務の主たる部分を行っていただくため、委託はできません。直接雇用が必要です。	R8.9.11
2	指定管理者 募集要項	6,7	Ⅲ-2-(1)	各種証明書は、写しで良い（原本不要）ですか。	提出書類の正本（1部）に原本を添付し、副本（20部）に写しを添付してください。	R8.9.11
3	指定管理者 募集要項	9	Ⅳ-2	ヒアリングの実施日を教えてください。	候補日として10月28日午前、10月30日午後、11月5日午後を予定しています。日時及び場所については、応募受付期間終了後、選定委員会が決定し、応募団体等に通知します。	R8.9.11
4	別添7・ 仕様書別紙2 備品(Ⅱ種)	－	－	設置する駐車管理機器は、ゲートタイプ（入口と出口を集約する形）も導入可能でしょうか。可能な場合、ラックやワイヤーも必須ですか。	各駐輪場は、出入口を開放し、一時駐車はサイクロック・バイクロックによる管理、定期駐車は登録シールによる管理を想定した設計となっています。このため、ゲートタイプの機器の設置スペースや基礎を用意しておりません。 ※基礎設置のための掘削など、施設の工作等は基本的に認められません。 応募にあたっては、原則として、別添7の備品（Ⅱ種）にお示ししている駐輪管理機器等の導入を前提とした指定管理料の設定や事業計画、収支計画等のご提案をお願いします。 なお、別添1仕様書P7第3-2-(2)-ア-(イ)-(a)にお示しのとおり、最新技術の活用など、備品（Ⅱ種）の代替となる機器等をご提案（事業計画書等に提案であることがわかるように明示が必要）いただくことは可能ですが、設置ができない場合や、動線の支障となるなど安全かつ円滑な管理運営業務ができないと市が判断した場合は、提案内容を承認しない又は変更していただく可能性があります。その際、変更にかかる経費等は指定管理者が負担することになり、指定管理料の増額はできません。	R8.9.11
5	別添4 平面図	－	－	正確な配置図作成のため、別添4のCADデータを提供していただけないでしょうか。	今回の公募ではCADデータの提供は行なわない取扱いとしております。	R8.9.11
6	－	－	機器設置	駐車管理機器の設置にあたり、必要な施工内容を明確にするため、どのような状態で引き渡されるのかと、必要な施工内容を教えてください。	各駐輪場の新設工事が完了した後に、駐輪機器等の設置をしていただくことになります。 駐輪機器の設置にあたっては、別添4で駐車枠としている箇所はコンクリート仕上げとなっておりサイクロック、バイクロックをアンカーで固定できます。また、精算機、更新機と記載している箇所には基礎を用意しており精算機、更新機をアンカーで固定できます。 ※基礎設置のための掘削など、施設の工作等は基本的に認められません。 なお、上道駅南口自転車等駐車場は、駅前広場の工事を継続して行っているため、駐輪機器等設置期間中も駐輪場の東側（別添4で「自転車平置き」と記載している辺り）を仮設駐輪場として利用者に利用いただく可能性がございます。	R8.9.11

No.	該当箇所			質問	回答	回答 掲載日
	資料名	頁	項目			
7	指定管理者 募集要項	3	Ⅱ-3-(6)	指定管理料は物価水準の著しい変動時は協議可とありますが、著しいに該当する指標を教えてください。	「賃金水準又は物価水準の著しい変動」については、各年度ごとに変動要因等を考慮した検討を行う必要があることから一律の指標をお示しすることはできません。 ※賃金水準又は物価水準の変動により指定管理業務の適正な執行が不可能となった場合に協議を行うことができます。	R8.9.11
8	別添5 利用状況	－	－	別添5において、現在の利用状況（利用台数）についてはお示しいただいておりますが、本施設は現在無料であることから、有料化に伴い利用台数が減少することが想定されます。有料化後の利用台数を見込むにあたり、貴市としてどの程度の減少率を想定されているのかご教示ください。	岡山市では減少率を算出していません。有料化による駐輪台数への影響を考慮して収入の積算を実施してください。	R8.9.11
9	－	－	指定管理料	利用料金収入について、当初の収支計画を大幅に下回った場合、指定管理料の変更・増額等について協議の対象となる可能性があるか、ご教示ください。	原則として、収入の減少による指定管理料の協議は行ないません。 ただし、大規模修繕工事等により長期間の施設の閉場を行う場合には協議を実施します。	R8.9.11
10	別添1 指定管理業務仕様書	5	第3-2-(1)-キ	仕様書において、回数駐車券及びプリペイドカードについては「市の承認を得た上で、交付を行うことができる」とありますが、回数駐車券の発行は必須ではなく、指定管理者の提案により発行の有無を決定できるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	R8.9.11
11	－	－	看板等設置	施設の利用案内や指定管理者の周知等に係る看板・案内表示について、設置する看板等の種類、必要枚数、設置位置等があらかじめ決まっている場合は、ご教示ください。	現時点で岡山市で決定しているものではありません。 指定期間開始前に指定管理者と市で協議の上、決定していくことになります。	R8.9.11